

J A東京グループにおける江戸東京野菜の定義

平成23年7月21日
江戸東京野菜推進委員会

1. 基本的な考え方

江戸東京野菜は、江戸期から始まる東京の野菜文化を継承するとともに、種苗の大半が自給または、近隣の種苗商により確保されていた昭和中期（40年代）までの野菜、いわゆる在来種、または在来の栽培法等に由来する野菜とする。

2. 具体的な定義

(1) 栽培時期

江戸期～昭和中期（40年代前半）に確立した品目、品種、栽培方法である。

(2) 生産状況

以下のいずれかに該当するもの。

- ① 一定以上（複数の生産者）の販売を目的とした生産がある。
- ② 今後、販売を目的とした生産が、見込まれるもの。

(3) 特性確認

以下のいずれかに該当するもの。

- ① 品種固有の特性が明らかである（品種特性に由来）。
- ② 産地の歴史や風土（伝統的な栽培方法等）が特徴になっている（産地の歴史等に由来）。

(4) 使用種苗

在来の固定種を基本とし、種苗の来歴が明らかで、栽培を希望する生産者が入手可能なもの。

(5) 栽培

東京の生産者が生産するもの。

3. 江戸東京野菜の品目

上記の定義を踏まえ、具体的な品目については、江戸東京野菜推進委員会において決定する。